

標準文書保存期間基準(保存期間表) (京都地方裁判所園部支部)

令和7年10月23日

事項	業務の区分	業務に係る 司法行政文書の類型	司法行政文書 の具体例	分類			保存 期間
				大分類	中分類	名称 (小分類)	
1 規則若しくは規程の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	立案基礎文書	基本方針、基本計画、最高裁判所規則、最高裁判所規程	規則、規程、通達及び告示の制定改廃等	別表第1のとおり		10年
	(2) 制定又は改廃	ア 規則若しくは規程の制定又は改廃のための決裁文書 イ 下級裁判所規則又は下級裁判所規程の原本	規則案、規程案、理由、新旧対照条文、裁判官会議資料 下級裁判所規則又は下級裁判所規程の原本				
	(3) 官報公告	官報公告に関する文書	官報公告の写し				
	(4) 解釈又は運用の基準の設定	解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	逐条解説、ガイドライン、通達、運用の手引				
	(5) 制定され、又は改廃された最高裁判所規則又は最高裁判所規程の運用	制定され、又は改廃された最高裁判所規則又は最高裁判所規程の解釈又は運用のための文書	逐条解説、ガイドライン、運用の手引				
2 通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討その他の重要な経緯	ア 立案基礎文書 イ 通達の制定又は改廃のための決裁文書	基本方針、基本計画 通達案		別表第1のとおり		5年
	(2) 制定され、又は改廃された通達の運用	最高裁判所により制定され、若しくは改廃された通達又はその解釈若しくは運用のための文書	通達、ガイドライン、運用の手引				
3 執行官の職務、監督等に関する事項	執行官の職務、監督等に関する業務	ア 執行官の職務、監督等に関する連絡文書 イ 執行官の職務、監督等の状況が記録された文書	一時的通達 報告書	執行官(事務)	連絡文書 職務、監督等の状況	執行官(通達等) 執行官(報告書)	5年 5年
4 調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員に関する事項	調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員に関する連絡文書	調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員に関する連絡文書	一時的通達	調停委員等(事務)	連絡文書	調停委員等	5年
5 裁判官の人事に関する事項	裁判官の任免、転補、報酬等に関する業務	ア 簡易裁判所判事の選考に関する連絡文書 イ 簡易裁判所判事の選考に関する文書	一時的通達 実施計画、推薦	裁判官人事(事務)	簡易裁判所判事選考(連絡文書) 簡易裁判所判事選考	簡易裁判所判事選考 裁判官の任免、転補、報酬等	5年 5年
6 職員の人事に関する事項	(1) 裁判官以外の職員の任免、勤務裁判所の指定等に関する重要な経緯 (2) 裁判官以外の職員の試験、選考等に関する業務 (3) 奉給その他の給与に関する業務 (4) 職員の研修に関する業務 (5) 勤務時間、休暇、職員団体その他の服務に関する業務	任用、出向及び採用手続等に関する文書 裁判官以外の職員の試験、選考等に関する連絡文書 人事帳簿 研修の実施に関する文書 勤務時間、休暇、職員団体その他の服務に関する文書	上申書、報告書、通知、人事異動通知書、照会・回答書、採用候補者名簿、届出 一時的通達 別表第2のとおり 年度計画、実施計画、通知 職務専念義務免除請求書(撤回申出書)、休憩時間短縮申出書、休憩時間割当表、旧姓使用申出書、通知書	職員人事(事務)	任免、勤務裁判所の指定 試験、選考(連絡文書) 人事帳簿 研修 服務	調停委員任免手続等 養成部入所試験 裁判所職員採用総合職・一般職試験 別表第2のとおり 研修 服務一般	5年 5年 5年 3年 3年

事項	業務の区分	業務に係る 司法行政文書の類型	司法行政文書 の具体例	分類			保存 期間	
				大分類	中分類	名称 (小分類)		
		イ 人事帳簿	別表第2のとおり		人事帳簿	別表第2のとおり	別表第2の とおり	
		(6) 奨典又は表彰の授与又は剥奪の重要な経緯	奖典又は表彰の授与又は剥奪に関する文書		奖典	調停委員に対する表彰	10年	
		(7) 職員の人事に関する業務((1)から(6)までに該当するものを除く。)	職員の人事に関する業務についての一時的な連絡文書		連絡文書	人事事務連絡文書	5年	
7 訟務に関する事項	(1) 訟務一般に関する業務	事件の受付及び分配、開廷場所の指定、法廷警備その他の訴務一般に関する連絡文書	一時の通達	訴務(事務)	訴務一般	訴務一般、書記官事務等 査察	5年	
	(2) 弁護士及び弁護士会に関する業務	弁護士及び弁護士会に関する連絡文書	一時の通達		弁護士	弁護士	5年	
	(3) 事件記録の保存に関する業務	事件記録の保存に関する連絡文書	一時の通達		記録保存	記録保存	5年	
	(4) 訟廷事務等に関する業務((1)から(3)に該当するものを除く。)	ア 最高裁からの連絡文書、事件記録の廃棄、検査等に関する文書 訴廷事務に関する業務についての一時的文書 イ 最高裁からの裁判書の送付、事件関係の案内書の配布に関する文書、事件処理システムに関する文書 訴廷事務に関する業務についての一時的文書、国際司法共助(嘱託・受託)に関する文書、裁判員関係、官公署等からの照会(行政共助)に関する文書 国を当事者とする訴訟に際し提訴予告通知が送付された場合の提訴予告通知に関する文書	連絡文書、一時の 通達、通知文書、送付書 最高裁の判決書、行政共助、捜査関係事項照会、外国司法送達共助、調査嘱託依頼書、照会書、調査票、嘱託書、回答書、事務連絡、国を当事者とする訴訟に際し提訴予告通知が送付された場合の法務省又は担当法務局からの通知、資料調査回答書、予告通知書の写し、民事訴訟法第132条の2第1項による提訴前照会、同回答書、民事訴訟法第132条の4第1項による提訴前証拠収集処分の申立書		連絡文書	事件記録等の廃棄・検査、 訴廷事務連絡文書	5年	
	判決書等写し、調査回答書	行政共助、訴廷事務連絡文書	1年					
	会計(事務)	債権の発生、履行の請求、保全、内容の変更並びに効力の変更及び消滅に関する文書	債権発生通知書、債権変更通知書、債権消滅通知書	債権発生通知書(既済分)	5年			
		債権、歳入及び収入に関する文書(アに該当するものを除く。)	歳入及び収入に関する債権現在額通知書、歳入徴収済額報告書、歳入決算純計額報告書、債権現在額通知書(前渡分)、歳入実績に関する調査表、報告書、現金残高等確認表	債権、歳入及び収入	現金残高等確認表	3年		
		会計帳簿	別表第2のとおり	別表第2の とおり				
		会計帳簿	別表第2のとおり	別表第2の とおり				
8 会計に関する事項	(1) 債権、歳入及び収入に関する業務	ア 債権の発生、履行の請求、保全、内容の変更並びに効力の変更及び消滅に関する文書	債権発生通知書、債権変更通知書、債権消滅通知書		会計(事務)	債権の発生、履行の請求、保全、内容の変更並びに効力の変更及び消滅	債権発生通知書(既済分)	5年
	イ 債権、歳入及び収入に関する文書(アに該当するものを除く。)	歳入及び収入に関する債権現在額通知書、歳入徴収済額報告書、歳入決算純計額報告書、債権現在額通知書(前渡分)、歳入実績に関する調査表、報告書、現金残高等確認表	債権、歳入及び収入		現金残高等確認表	現金残高等確認表	3年	
	ウ 会計帳簿	別表第2のとおり	会計帳簿		別表第2のとおり	別表第2の とおり		
	(2) 支出に関する業務	会計帳簿	別表第2のとおり		会計帳簿	別表第2のとおり	別表第2の とおり	
	(3) 役務に関する業務	ア 役務の契約に関する文書(役務の契約に係る決裁文書その他契約に至る過程が記録された文書を含む。)	仕様書案、予定価格調書、入札経過調書、契約問い合わせ、協議・調整経緯、契約書、発注書、附属書類、業務関係図書(業務計画書、作業計画書、名簿)、業務報告書		役務(契約)	役務(契約)	契約が終了する日に係る特定日以後5年	

事項	業務の区分	業務に係る 司法行政文書の類型	司法行政文書 の具体例	分類			保存 期間
				大分類	中分類	名称 (小分類)	
9 庶務に関する事項		イ 録音反訳の実施に 関する文書	録音反訳方式利用 事件一覧、発注書、 完成通知		役務(録音反訳)	役務(録音反訳)	5年
		(4) 保管金及び保 管有価証券に 関する業務	ア 保管金受領証書、 保管金払込書、保 管金保管替通知書 及び国庫金振替書 の原符		保管金受領証書、保管金払込 書、保管金保管替通知書及び 国庫金振替書の原符	保管金払込書の原符	5年
		イ 保管金及び保管有 価証券に関する文 書	入金連絡書、受入 手続添付書、電子 納付利用者登録票		保管金、保管有価証券	電子納付利用者登録申請 書	3年
		(5) 保管物に関する 業務	ア 民事保管物、押収 物等の受入れ及び 処分に関する文書		受領票、押収物国 庫帰属通知書	民事保管物、押収物等(受 入れ、処分)	5年
		イ 民事保管物、押収 物等に関する文書 (アに該当するもの を除く。)	処分決議		民事保管物(受入れ、処分)	民事保管物(受領票及び 仮出票)データ	常用
		ウ 会計帳簿	別表第2のとおり		民事保管物データ	民事保管物データ	常用
		(6) 検査及び監査 に関する業務	検査及び監査に関 する連絡文書		会計帳簿	別表第2のとおり	別表第2の とおり
	(7) 会計に関する業 務((1)から(6)ま でに該当するも のを除く。)	ア 会計に関する業務 についての一時的 文書	一時の通達		検査、監査(連絡文書)	検査及び監査に関する通 達等	5年
		イ 会計に関する業務 についての一時的 文書	交換簿、郵便切手 交換希望票		一時の通達	会計事務連絡文書	5年
		ウ 会計帳簿	別表第2のとおり		予納郵便切手	予納郵便切手交換簿	1年
		(1) 公印の管理に 関する業務	庶務帳簿	別表第2のとおり	会計帳簿	別表第2のとおり	別表第2の とおり
		(2) 会同又は会議 に関する業務	ア 会同又は会議の開 催に関する重要な 経緯	別表第2のとおり	庶務(事務)	庶務帳簿	別表第2のとおり
		イ 会同又は会議に提 出された文書	開催通知		会同、会議	会同、会議(ブロック会同) 会同、会議(自序協議会)	3年
		ウ 会同又は会議の結 果が記録された文 書	配布資料				
		(3) 文書の管理に 関する業務	ア 文書の管理に關す る連絡文書	別表第2のとおり	文書(連絡文書)	文書(連絡文書)	5年
		イ 文書の保存期間等 が定められた文書	標準文書保存期間 基準(保存期間表)		文書(保存期間基準)	標準文書保存期間基準	5年
		ウ 文書の管理状況の 点検及び監査に關 する文書	実施要領、実施結 果に係る報告文書		文書(点検監査)	文書(点検監査)	5年
		エ 庶務帳簿	別表第2のとおり		庶務帳簿	別表第2のとおり	別表第2の とおり
		(4) 出入商人、見 学、掲示、文書の 貼付、撮影及 び放送の管理、 公衆控所及び 食堂の整理監 督、当直事務等 に関する業務	出入商人、見学、掲 示、文書の貼付、撮 影等に関する申請 書及び許否の結果 が記載された文書	別表第2のとおり	庁舎管理	庁舎管理	3年
		(5) 情報化及び情 報セキュリティに 関する業務	ア 情報化及び情報シ ステムの運用等に關 する文書(イに該當 するものを除く。), 情報セキュリティに 関する内部規約の 策定等に関する文 書	別表第2のとおり	情報(連絡文書)	情報(連絡文書)	5年
		イ 情報化及び情報シ ステムの一時的な運 用等に関する文書、 情報セキュリティに 関する届出、許可等 に関する文書	通知、周知文書、届 出書、許可書、申請 書、報告書		情報(届出等)	情報届出等	1年

事項	業務の区分	業務に係る 司法行政文書の類型	司法行政文書 の具体例	分類			保存 期間
				大分類	中分類	名称 (小分類)	
(6) 庁務に関する業務((1)から(5)までに該当するものを除く。)		ア 事務取扱担当者等の指定及び特定個人情報等の取扱区域の管理に関する文書	事務取扱担当者の指定書、取扱区域の指定書、総括保護管理者への報告書		個人番号関係事務	取扱区域の指定	5年
		イ 保護通知書	保護通知書		保護通知書	保護通知書	1年
		ウ 庁務に関する業務についての一時的文書	庶務関連文書		庶務関連文書	庶務関連文書	1年

(別表第1)

項目番号	中分類	該当する司法行政文書の範囲	名称 (小分類)
1	裁判官以外の職員の任免、勤務裁判所の指定	裁判官以外の職員(検察審査会の職員、執行官、調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員を含む。以下同じ。)の任免、選任、勤務裁判所の指定等に関するもの	裁判官以外の職員の任免 勤務裁判所の指定
2	人事評価	裁判官以外の職員の人事評価制度に関するもの	人事評価
3	服務	服務に関するもの	服務
4	人事関連文書	人事報告、人事記録その他の1から3までに該当しない人事に関連する事項に関するもの	人事関連文書
5	訟務一般	訟務一般に関するもの	訟務一般
6	事件報告	裁判、審判及び調停の事件報告に関するもの	事件報告
7	公印	公印に関するもの	公印
8	文書	文書の取扱いに関するもの	文書
9	記録保存	裁判記録の保存に関するもの	記録保存

(別表第2)

項目番号	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	名称(小分類)	保存期間
人事帳簿				
1	6の(3)関係	給与簿(勤務時間報告書、管理職員特別勤務報告書、裁判官特別勤務報告書、職員別給与簿及び基準給与簿) 出勤簿(登庁簿及び欠勤簿を含む。)	出勤簿	5年
2		給与簿(超過勤務等命令簿)	超過勤務等命令簿等	6年
3	6の(5)のイ関係	休暇簿、代休日指定簿、振替申請等		3年
会計帳簿				
4	8の(1)のウ関係	債権管理簿	債権管理簿	常用
5		消滅した債権に関する債権管理簿、債権整理簿、徵収簿、収納未済整理簿、過誤納額整理簿、不納欠損整理簿、現金出納簿、代理開始終止簿	債権管理簿(消滅分) 現金出納簿 代理開始終止簿	5年
6	8の(2)関係	現金出納簿、小切手振出簿、代理開始終止簿、支出負担行為差引簿、支出決定簿、前金払整理簿、概算払整理簿、前渡資金交付整理簿、前渡資金出納簿、前渡資金整理簿、前渡資金科目別整理簿、債権管理簿	現金出納簿	5年
7	8の(5)のウ関係	民事保管物原簿、押収物送付票、押収通貨整理簿、押収物処分簿、傍受の原記録原簿	民事保管物原簿	5年
8	8の(7)のウ関係	タクシーチケット受払簿、タクシーチケット使用申請書	タクシーチケット受払簿	5年
9		図書、雑誌及び官報の配布簿その他4から8までに該当しない会計帳簿	郵便切手出納簿等	3年
庶務帳簿				
10	9の(1)関係	公印簿、公印の管理に関する帳簿、契印機の保管責任者について定めた文書	公印管理簿 契印機管理簿	常用
11	9の(3)のエ関係	文書受理簿、文書発送簿	文書受理簿 文書発送簿	5年
12		特殊文書受付簿、当直文書受付簿、送付簿	特殊文書受付簿 送付簿	3年